

東日本大震災における消防基金の初期対応等について

東日本大震災（以下「大震災」という。）の発生から既に5か月が経過しましたが、震災発生後における基金の初期対応等についてご報告します。

1 関係市町村（組合）に対する基金の初期対応

基金では、事故発生（被災人数等）の状況把握が重要かつ急務であることから、特に死亡、行方不明などの重大事案を中心に、事故情報を得た場合の第一報をお願いしました。また、事故発生が地震、津波発生という異常な状況によることから、発生状況の把握が困難な場合が考えられたので、関係市町村・組合に事故状況の整理に当たっての留意点などを示すとともに、基金の公務上外判断の決定についても、第一報で判断できる場合はその時点で通知するなど、より迅速な補償が行われるよう対応しました。

この対応について次ページのとおり関係市町村に通知しました。

2 迅速な請求のお願い

死者・行方不明者について、基金では災害発生報告がありしだい公務上の決定を通知しており、既に相当数の公務認定が行われています。これらについては、順次、遺族補償年金・一時金の支払手続きに移っております。また、療養補償等や自動車等損害見舞金の支払いも順次行われています。

大震災では被害が甚大、かつ広範にわたり市町村庁舎なども被災していることなどから請求手続きに困難な状況があると推察されますが、遺族の生活支援等のため、できるだけ早い請求を関係市・組合にお願いしたところです。

3 退職報償金業務の対応

退職報償金についても、大震災に係る死亡者に対して、順次、支給が行われています。担当者や庁舎の被災等、事務が困難な状況かと推察されますが、遺族の生活支援のため、できる限り迅速な請求を関係市・組合にお願いしたところです。

●東日本大震災による公務災害補償及び退職報償金の支払請求等について

平成23年4月7日
各消防補償等事務組合事務局長、各市町村消防主管部長あて
事務局長事務連絡

東日本大震災によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には謹んで心からお見舞い申し上げます。

当基金では、この震災により被災した消防団員に係る公務災害補償及び退職報償金の支払請求等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、よろしくお取り計らいのほどお願いします。

記

1 公務災害補償

(1) 消防団員の事故情報（死者、行方不明等）の提供について

このたびの大震災は、その被害の甚大さにおいて未曾有の災害であり、消防団員の事故についても、特に死亡、行方不明については多くの被災状況が伝えられており、いまだ確認されていない事故も相当あるものと考えられます。

また、負傷などについては、これまでの事故に加え、今後の活動で発生することも考えられます。

このような状況の中、基金では、事故発生（被災人数等）の状況把握が重要かつ急務であると考え、震災発生後、消防団員の事故情報（死亡、行方不明等）の収集に努めてきているところです。

これまで、随時、情報の御提供をいただいておりますが、引き続き消防団員の事故情報が得られました場合は、特に死亡、行方不明などの重大事案を中心に、わかる範囲で結構ですので、その内容を第一報として御連絡いただきますようお願いいたします。連絡の方法、様式にはこだわりません。

(2) 消防団員に係る事故状況の報告について

次に、事実関係の把握に伴い、事故状況の整理が行われることとなりますが、その整理に当たっては、以下の点について御留意いただきますようお願いいたします。事故が地震・津波発生という異常状況によるものであることから、事故の状況把握も困難な場合が考えられますが、確認できる範囲で記載してください。

ア 出動時の状況について

非常呼集の状況（メール、携帯電話、防災無線等）、出動態様（いったん詰所に参集後現場へ出動、直接現場へ向かう等）の状況

- イ 本人の活動時の状況について
- ウ 被災状況（死亡などの場合は発見状況等（発見場所・発見時の状態、行方不明など））
- エ 傷病名（死亡の場合は死因（溺死等））

また、この震災による事故案件については、事故状況が整理されましたら、その時点で基金へ御報告いただきますようお願いいたします。できるだけ早く公務上外に係る基金の判断決定を御連絡します。

なお、同報告前の第一報における情報提供の内容が公務上外の判断に足りる場合は、基金はその時点で判断決定を行い御連絡します。

お問い合わせ・御相談窓口
災害補償課 内藤、長堀
電 話：03-3595-0542
F A X：03-3581-7720
E-mail：saigai@syouboukikin.jp

2 退職報償金

(1) 請求に必要な団員データを喪失した場合

市町村がこのたびの震災により団員履歴等を喪失し、被災団員の退職報償金の計算の基礎となる勤務年数、階級などを把握することが困難な場合は、階級「団員」、勤務期間「5年」など、とりあえず支給に必要な最低限の勤務情報（市町村の判断にもよりますが、同僚団員の証言等により確認できれば足りると思われまます。）に基づいて基金に御請求願います。

基金は当該請求に基づいた額をお支払いします。後日、市町村において団員履歴等の詳細が判明し、不足額が生じた場合は、差額請求に応じます。

(2) 請求データ作成が困難な場合

市町村役場等のパソコンの損壊・亡失などにより退職報償金請求システムによる請求データの作成が困難な場合は、次によってください。

ア 組合構成市町村の場合

市町村からの情報提供に基づき、組合において請求データの作成を行ってください。その場合、請求内容は上記（1）の取扱いとしてください。

イ 単独契約市町村の場合

個別に退職報償課まで御相談ください。

お問い合わせ・御相談窓口
退職報償課 水戸、豊島
電 話：03-3595-0543
F A X：03-3581-7720
E-mail：taisyonu@syouboukikin.jp